

陳情番号	件名
第17号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求めることについて
受理年月日	
4.10.4	

陳情の趣旨

【陳情の趣旨】

神奈川県最低賃金審議会(会長・盛誠吾一橋大学名誉教授 以下審議会)は8月5日、2022年度の県内最低賃金について、現行から31円引き上げて時給1,071円(前年度比2.98%増)に改定するよう神奈川県労働局長に答申しました。引き上げ幅は、現在の方式となった2002年度以降で過去最大です。審議会は賃金上昇率、現下の経済・雇用情勢および物価の上昇による労働者の生活への影響や中小企業・小規模事業者が置かれている状況、賃金の低廉な労働者の処遇改善を重視した調査審議の結果であるとしたうえで、1. 最低賃金の引き上げによる企業経営への影響が懸念されることから、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための最大限の支援や助成金等の申請手続きの簡素化、取引条件の改善等に引き続き取り組むこと。2. 関係行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮をすること。3. 現行の目安制度の下で、異なるランク間での最低賃金額の格差の拡大は看過できない課題であり、その改善に向けて努力を尽くすこと。また、同一ランク内においても地域の経済事情、影響率・未満率等の各種指標を十分に比較衡量しつつ、目安額設定についての議論を深めることを強く要望しています。

賃金構造基本統計調査特別集計(厚労省 令和3年)によれば、全国加重平均の未満率1.9%、影響率5.9%に対し、神奈川県の未満率は2.7%、影響率は9.5%と非常に高く、最低賃金の引き上げが直接処遇改善につながる、パートや派遣・契約労働者などの非正規雇用やフリーランスなど最低賃金近傍の労働者がいかに多いのかがわかります。

2022年6月7日 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップが閣議決定されました。グランドデザイン及び実行計画(案)では、最低賃金についてはできる限り早期に全国加重平均1000円以上を目指すことを大前提として、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協

力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかりした議論が必要である」としたうえで、「民間企業のより積極的な賃金引上げを支援するための環境整備として、賃上げ税制について税額控除率の大幅引き上げ等、抜本的に拡充を図った」と述べられています。2022年の参院選公約では、立憲民主党、日本共産党、れいわ新選組、社会民主党が「1500円」、国民民主党が「時給1150円以上」の目標を記載しました。

神奈川労連は毎年、審議会に委員を選出している団体と懇談しています。神奈川県弁護士会は今年も「最低賃金の大幅引き上げを求める会長声明」を出し、「低賃金労働者の労働・生活改善には、最低賃金だけでなく、総合的な施策が必要」と述べました。神奈川県公認会計士協会からは、急激な物価高騰のもとで生計を考えれば、最低賃金の引き上げは必要であり、税や社会保険料なども含めた議論を求める声が出されました。経営者団体では神奈川県経営者協会と神奈川県中小企業団体中央会と懇談を行い、いずれの団体も「神奈川の最低賃金額は他府県とのバランスが悪い」「円安やウクライナ危機のもとでの引き上げは厳しい」と述べながらも、最低賃金の引き上げには反対していません。また、「最低賃金を引き上げられるように、公正取引の推進を強めてほしい。現在行われている優越Gメンによる立入調査は不十分」という要望も出されました。

今回の答申で示された「1時間1071円」の最低賃金額では、一般労働者と同程度の労働時間である年間2000時間働いたとしても、年間収入は214万円強であり、とても生活の安定ははかれず生計費も充足しません。実際には低賃金で働く労働者は短時間勤務が多く、この収入を得ることすら非常に困難な実態です。神奈川労連は「1時間1071円」は最低賃金法に反し、もととなる憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」も保障されていないと考えます。憲法と法律に基づく最低賃金額とすることを求めます。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要^がを充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者~~が~~健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にしています。貴議会におかれましては、最低賃金を抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現することにつきまして、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

以上

陳情番号	件名
第18号	安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることについて
受理年月日	
4.10.4	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医療や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待たなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を^{提出}法議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

- 1) 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2) 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - 1, 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - 2, 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - 3, 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3) 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4) 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上

陳情番号	件名
第19号	介護保険制度の改善を求めることについて
受理年月日	
4.10.4	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

県民(市民)のいのちと健康をまもるために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。

介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態をいっそう加速させています。

政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討を進めています。利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1、2のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、認めることはできません。

2022年2月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されています。しかし全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、ケアマネ、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されているなど職場に混乱と分断をもちこむ内容です。10月からは介護報酬に組み込むとされており、新たな利用料負担が発生します。また、政府はテクノロジー機器の導入と引き替えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬を引き上げ、処遇を改善し、介護従事者を大幅に増やして、一人夜勤をなくし複数にすること、人員配置基準の引き上げこそ必要です。

コロナ感染対策強化として、検査・ワクチン体制の整備、在宅・施設での陽性者・クラスター対応への支援、事業所に対する公費による減収補填などが求められます。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を^{提出}法議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと
2. 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと
3. 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること
4. 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること

以上

陳情番号	件名
第 20 号	
受理年月日	医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求めることについて
4. 10. 4	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

新型コロナの感染拡大から 2 年以上が過ぎ、医療提供体制や保健衛生行政の強化と国民生活への支援・補償は、まさに喫緊の課題です。感染が拡大し「医療崩壊」が現実となった背景には、効率優先の医療提供体制の再編・縮小や、医療従事者の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた日本の医療・社会保障政策の誤りがあり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民のいのちを危うくしています。

政府は、看護師、介護士、保育士などのケア労働者の賃金引き上げを行うことを明らかにしましたが、示された額や範囲は低額かつ限定的であり賃金改善を実感できる水準ではありませんでした。22 春闘の処遇改善事業に関わる^{日本医療労働組合連合会}医労連加盟組織の回答を見ても(7 月 13 日現在回答数 207 組織)、基本給に反映した回答は看護職関係で 1 組合、介護職関係で 12 組合のみであり、政府が宣言した賃上げには全くつながっていません。さらに、「職場に分断を持ち込む」あるいは「10 月以降の内容が不明で継続性が疑われる」などの理由で申請しないとの回答も出されました。

政府が実施した看護師の賃上げ補助事業に関して、10 月以降の診療報酬上の評価について、^{中央社会保険医療協議会}中医協が 8 月 10 日に答申を出しました。今回の診療報酬上の評価では賃上げ 3% 相当の月額 1 万 2 千円を盛り込んだことは一定評価できるがその一方で、今回の賃上げ対象についても非常に限定的であり、就労看護師約 166 万人のうち 61 万人余りと 4 割にも満たない対象者の割合であり、対象医療施設で見れば、17 万 8 千余りある医療施設の内対象は 2720 施設、わずかに 1.5% 程度しか対象になりません。多種多様な専門職種によるチームワークを最も重視される医療職場で、前回同様に一部の対象者に絞り込む内容を繰り返せば、医療職場に差別と分断を持ち込み、かえって混乱を広げることは間違いありません。

国民のいのちと健康を守っている、すべての医療機関や介護事業所と、そこで働くすべての労働者の

労働環境を抜本的に改善させる対策が急務です。医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者の賃金を大幅に改善できる予算措置が必要ではないでしょうか。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を^{提出}決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

- 1) 医療・介護・保育・福祉などの^{職場}現場で働くすべての労働者を対象とした賃上げ補助を、全額国庫負担で事業所や施設に対する支援を行うこと。
- 2) 介護・保育・福祉などの^{職場}現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じる^{こと}。
- 3) 医療の^{職場}現場で働く労働者の賃金については、OECD 平均以上の水準になるよう対策を講じる^{こと}。

以上

陳情番号	件名
第 21 号	市体育館弓道場廃止に関するについて
受理年月日	
4. 11. 7	

陳情の趣旨
<p>陳情の趣旨</p> <p>市は、相模原市体育館（中央区富士見 1-2-15）について、令和 6 年 3 月 31 日付けでの廃止を決定し、それに伴う弓道場の閉鎖について代替え地を検討することを約束致しましたが、代替え地の選定について明確な回答が得られておりません。そのため、市体育館弓道場の閉鎖に伴う代替え地の選定が難しい場合には、市体育館弓道場の存続を市に対して求めていますよう陳情致します。</p> <p>陳情の理由 相模原</p> <p>現在、南区にはギオンアリーナに弓道場があり、緑区には北総合体育館に弓道場がありますが、市体育館弓道場が閉鎖致しますと、中央区に弓道場が無くなります。また、ギオンアリーナ弓道場及び北総合体育館弓道場では、独占使用を禁止するとの理由から、団体取得枠が制限されており、市体育館弓道場で現在練習を行っている年間延べ約 12000 人を受け入れることは、不可能な状態です。また、市体育館弓道場では、約 250 名の弓道協会会員の他、麻布大学弓道部、県立相模原高等学校弓道部、相模女子大学付属高等学校弓道部の部員も練習しており、現状会員及び学生の練習場の確保に苦慮しております。また、中央小学校のクラブ活動にも利用されています。</p> <p>可能ならば、現在の弓道場の継続使用が最も好ましいと言えますが、少なくとも中央区内に代替施設を新設していただければと思います。</p> <p>弓道は、中学生から高齢者まで幅広く行うことができるスポーツであり、伝統ある日本武道の 1 つでもあります。その基本理念は、「至誠」と「礼節」であり、今後の市民の皆様の人生をより豊かなものとするためにも大切な施設であると考えます。</p>

陳情番号	件名
第 22 号	国に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
4. 11. 14	

陳情の趣旨

陳 情 理 由

2020年度4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減しました。2021年度9月末学費滞納調査（全国私教連実施）によると、学費滞納率は前年度を下回り、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高校の学費負担への影響を最小限に食い止める結果を示しました。

しかしながら、文部科学省の調査では私立高校授業料の2021年度全国平均額は44万1000円、施設整備費等14万8000円の合計58万9000円です。年収590万円未満世帯でも年額4万5000円の授業料負担が残り施設整備費と合わせて19万3000円、年収590万円以上世帯では、就学支援金11万8800円を除いても47万200円という高額の負担が残っています。殊に多子家庭では多大な負担となる状況です。また初年度には全国平均16万3000円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっています。こうした実態に対して政策理念に立ち「授業料実質無償化」となるよう、また年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消をめざし、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められます。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要です。とりわけ、「少人数学級」と、そのための「専任教諭増」などの実現は、私立学校においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「1/2助成」を速やかに実現されることを強く求めます。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳情番号	件名
第 23 号	神奈川県に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
4. 11. 14	

陳情の趣旨

陳 情 理 由

今年度、神奈川県私立高校に通う家庭への授業料補助額は、年収700万円未満世帯まで1万2千円増の456,000円になりました。また新たに今年度から、15歳以上23歳未満の子ども3人以上の家庭に対しては年収800万円未満の世帯まで456,000円が補助される制度が新設されました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。この成果は昨年までの私たちの運動に加え、市町村の後押しのおかげだと感謝しております。

しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約27万円残されます。近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現している東京都、年収500万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、神奈川県の制度は見劣りします。愛知県では施設費を授業料に振り替えることで平均授業料が上がり、授業料補助額が増額になり、施設費が少額のため学費の9割を補助金が賄っています。せっかく新設された多子家庭に対する制度も、その対象は約700名と、全体の1%に留まります。

また、神奈川県の私立学校への生徒一人あたり経常費補助は、国基準(国庫補助金と地方交付税交付金の合計額)を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも国基準額を下回っています。その全国順位は、県の近年の努力に関わらず、高校は47都道府県中43位、中学校は45都道府県中45位、小学校は36都道府県中32位と、全国最下位水準です。私立学校においても「少人数学級」を実現するための「専任教諭増」など、経常費補助増額は早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。またこの補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。保護者負担の軽減は、未だ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成をいっそう拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和5年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳情番号	件名
第 24 号	感染症対策による学校行事の縮小・中止等について
受理年月日	
4.11.15	

陳情の趣旨

◎陳情の趣旨

学校行事については、子ども達の貴重な体験や学びの機会、家族に活躍を見てもらう機会を大切に
する観点から、市議会におかれましては一般社会よりもはるかに大きく制限や縮小・中止をするの
を見直して頂くよう市と市教育委員会に求めるよう陳情いたします。

◎陳情の理由

コロナ禍が始まりもうすぐ3年となります。この間オリンピック開催や旅行キャンペーンの実施の
中で子ども達の体育祭や修学旅行は中止される等、当初から不公平を指摘する声も上がってしまし
た。第7波においてはまん延防止等重点措置の発令もなく、イベントの入場制限も緩和されあまし
た。9月には全数把握見直し、10月には外国人入国制限解除、また入国検査撤廃等がされていま
す。その一方で子ども達の学校行事は未だに強く制限されています。

令和4年度実際に行われている制限例

旭中：広いグラウンドで十分距離が取れる体育祭でもひと家庭1人のみに入場制限され、

入れなかった家族がグラウンドのフェンス越しに子ども達を見る姿もありました

向陽小：運動会を中止し運動発表会として入れ替え制、応援団などの全体のイベントも中止で6年
生からは「がっかり」という声もありました

相模丘中：今年も体育祭・音楽祭ともに3年連続で父母の参観不可で一度も見る事が出来ずに残念！
との声や他校との差の不満の声もあります。

旭中：例年だと2泊3日の1年生の若あゆの校外学習が日帰り行事に変更されました。

子ども達には家族等に自分の活躍や頑張る姿を見てもらい褒められたり励まされる体験がとても大
切です。参観行事は自尊心や自己肯定感を高める機会の一つでもあります。また宿泊行事を日帰り
行事にした場合、子ども達の出来る体験や経験が大きく違います。社会の制限に比べて子どもの行
事の方が制限、縮小されている現状を変えて頂き、子ども達がこの時期しかできない学校体験が出
来る機会を守っていただきますよう、お願いいたします。

コロナ禍で児童生徒の自殺と不登校が増加していることも問題です。文科省の調べで令和3年度に
は全国の不登校者数が24万人以上となり、その理由の約半数が「無気力・不安」とのことです。
相模原市においても、例外なく不登校者数が増加しており、令和²年度から令和3年度の2年間で
公立小中学校のみで174人増加との報告が出ています。神奈川県発表資料の捉えではこの結果を
「学校生活において様々な制限がある中で、人間関係を築くなど登校する意欲が湧きにくい状況に
あったこと等も背景として考えられる。」と記され、不登校の未然防止を図るうえで「児童・生徒の
目線に立った『魅力ある学校づくり』が重要です」と専門家より提言されています。

私たちは主に相模原市の父母や市民270人以上にアンケートを調査を行いました。その結果93,3%の父母市民が大人社会と同等に学校行事の制限解除を希望されています。その理由として「子ども達だけ緩和されないのはおかしい」「子どもだけ制限しても意味がない」「今しかできない体験だから」等の回答が印象的です。そのような声が多く上がっている現状も踏まえて児童生徒の活動を大切にすることも重視して充実した学校行事の再開が実現されますよう、各学校に指導や必要な援助をすることを市及び教育委員会に求めて頂きますことをお願い申し上げます。

陳情番号	件	名
第 25 号	学校等における黙食について	
受理年月日		
4. 11. 15		

陳情の趣旨

◎陳情の趣旨

大人社会の飲食の制限が緩和されている現状も踏まえ、市議会におかれましては、子ども達の食育や楽しい給食時間の為にも給食中の黙食の解除、及び感染状況に応じた柔軟な指導を市と市教育委員会に求めるよう陳情いたします。

◎陳情の理由

現在ではまん延防止等重点措置や飲食店の制限が解除されていますが、市内のほとんどの学校においてこの2年半以上の期間、変わらず一律の完全黙食の指導が行われています。

子ども達から「ちょっと笑っただけでも注意される」「給食がつまらない」等の声が寄せられて、楽しいはずの給食の時間に苦痛を感じている子どもがいることが伺えます。文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」にも「大声での会話を控える」と書かれ、会話を禁止していません。令和4.11.8永岡文科大臣からも「必ず『黙食』することを求めているわけではない、対策を講じた上で会話することは問題ない。感染状況など地域の実情に応じて対応してほしい」と会見がありました。相模原市のガイドラインでも令和3年12月まで「会話をせずに静かに食べる」とあったのが「会話をせずに」が削除され「静かに食べる」に改訂されていたのにも関わらず、現状では一切喋ってはいけないという厳しい完全黙食指導が行われている学校がほとんどです。

今年6月には宮崎県、福岡市、泉大津市等が食育の観点から黙食の解除を行いました。その後も他市と比べて子どもの感染者や学級閉鎖の増加はないとの事。また11月1日からは愛知県において黙食を解除し、お友達の顔が見えるよう座席の配置も工夫されています。

食事をすると人はリラックスして、心が開いたりすることが知られています。学校の給食は最大の楽しみであり本来楽しい時間であるはずで。

私たちが行ったアンケート（主に相模原市内の保護者270人以上）では「感染対策として黙食を続けて欲しい」はわずか4.2%、「机は向かい合わせにせず大声でなければ解除してよい」が20.8%そして「なるべくコロナ以前のようにお友達の顔を見てお話ししながら楽しく食べて欲しい」70.2%という結果でした。この結果も踏まえて、食育や子ども達の楽しみや健全な発達の為、また食事を通して社会性を学ぶ食育の観点からも黙食の解除をお願いします。

陳情番号	件名
第26号	体育の授業等におけるマスク着用について
受理年月日	
4.11.15	

陳情の趣旨

◎陳情の趣旨

体育の授業中など運動時にはマスクを「外してもよい」のではなく「外して下さい」と伝えたり、危険性を伝える等、実際に外せるような指導を行うように市内の小中学校に周知すること、またどうしてもマスクを外すことに抵抗がある児童生徒にも体育の授業中から素顔で過ごせることに慣れていけるように、十分に寄り添い徐々に外していけるような援助をするように教師に伝え、必要な時は定期的な現状把握と教師への指導を行うことを市と市教育委員会に求めるよう陳情いたします。

◎陳情の理由

コロナの初期からの文科省のガイドラインや、今年6月に市の教育委員会より体育の時間はマスク着用が必要ないこと、また熱中症の恐れのある場合は熱中症対策を優先してマスクを外す指導をする、外せない児童生徒にもその場合は外す指導をする、と周知があったにもかかわらず、現在も多く児童生徒が体育の授業中も着けて運動をしている。「暑かったら(苦しかったら)外してもよい」としているが、生徒の中には「気温が下がってきて暑さを感じない、慢性的な酸素不足で苦しさを感じない」「皆が外さないので外さない」「顔を見られたくない」等の理由で多くの児童生徒が外さないで体育の授業に参加しています。私たちが主に市内の保護者に行ったアンケートでも「マスクやマスク警察が嫌で子どもが学校に行っていない」と回答した保護者が複数いました。また「マスクが外せなくなっていて困っている」等の意見も多く見られました。

実際に起きている事例

今年9月の旭中体育祭 30℃の炎天下で全ての競技においてほぼ全員がマスクを外さず参加。全力で走る選抜リレー選手ですら半分程しか外しておらず、運動会中3人ほど過呼吸で保健室に運ばれたとの事。練習中もマスクで大縄とびを数十回飛び、腹痛頭痛で早退した児童が出ていたり、普段の体育の授業でも広いグラウンドで野球、バスケットボール、テニスもほぼマスク姿で非常に見えて心配です。大沢小でも6年生児童が運動会で熱中症で嘔吐、連合運動会でも6年生児童がマスク着用のまま1000M走に参加していたので保護者から心配する声も上がっています。

マスクでの運動は国内外でも死亡事例もあり、昨年2月に起きた大阪府^{の小学}5年生の児童の事故も、倒れた時に駆け寄せた児童が「マスク外せば」と声をかけたという証言もあるなど、苦しくても外せない風潮になっていたり、もしくは身体が慣れてしまい苦しさを感じない状況になっているとも考えられます。WHOも「運動時にはマスクを着用すべきでない」、日本の各医学会、専門家も「屋外の運動時のマスクは推奨しない」「運動時はマスクを外してもいいではなく、外さないといけない」等警告しています。

マスク着用にはメリットとデメリットがあります。二酸化炭素の増加や呼吸が浅くなる、口呼吸になる等、国内外の医師、児童心理学者、科学者が長期的なマスク着用の有害性について警告しています。例えばドイツの神経学者マーガレット・グリーズブリッソン博士は『マスク着用による低酸素状態で初期は頭痛、めまい、集中力の低下を感じるが慢性的酸素欠乏になると症状は消えるが脳内の酸素不足は進行し続ける。酸素不足になると脳内の神経細胞が正常に分裂できない。仮に数か月後にマスクを外せるようになっても失われた神経細胞はもう再生されない。』との研究結果を発表し、子ども、思春期の生徒にとってマスクは絶対に禁物と伝えました。

私たちが行った主に市内の保護者270人以上のアンケートでも

体育の時間はマスクを外して新鮮な酸素をとり入れて欲しい等、原則不要	86, 1%
距離が取れていれば外してよい	13, 1%
体育の時間も感染対策の為マスクして欲しい	0, 4%
その他	0, 4%

という結果でした。

体育の時間もマスクを着けていてほしい保護者は274人中1人という結果だったのにも関わらず、多くの児童生徒が外せていない事が分かりました。

成長期子ども達がマスクをして運動をしている姿を見るのは見るに堪えがたい気持ちです。子ども達の心身の発達や健康の為にも、体育の授業中にマスクを着け続ける事の危険性や、新型コロナウイルスの重症化率が下がってきている事、屋内外の体育の授業中は感染のリスクも少ない事等、児童生徒が安心出来るような情報も伝える等、マスクを外す指導をお願い致します。

陳情番号	件名
第 27 号	新型コロナウイルスワクチン接種の中止または市民に対して十分な説明を求めることについて
受理年月日	
4.11.16	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

次の点について、市に対して求めていただくよう陳情する。

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種（特に子供への接種）を中止すること。
2. 中止出来ないのであれば以下の内容に対し分かりやすく十分な説明をすること。
 - (1) ワクチン接種後の副反応、後遺症、死亡例、子供への接種について市はどのように考えておられるのか。
 - (2) 世界的な流れ（欧米やイスラエル等）はワクチン接種を行わない方向に向いているとの情報がある。日本は何故まだ推進するのかについて市はどのように考えておられるのか。

陳情の理由または説明

・主要メディアでは大きく報道しないが、インターネット上ではワクチンの副反応による後遺症や死亡例に関する情報が上がっている。接種を推進するにあたりそれらも踏まえた分かりやすい情報公開と説明がなされていないと感じる。治験中のワクチンであり、その効果についても懐疑的である。

陳情番号	件名
第 28 号	食育の観点から学校等における昼食時のルール見直しを求めることについて
受理年月日	
4. 11. 16	

陳情の趣旨

1. 陳情の趣旨

2020年6月の学校等再開以来、相模原市の学校等においては、食事中に会話をしない、いわゆる「黙食」が指導されています。

一方で今春以降、いくつかの自治体で「黙食緩和」の動きがあり、福岡市、宮崎県では大声を出さなければ会話可能とされています。千葉県では4月から「対面」での黙食を可能とし、愛知県では11月から座席配置を見直すほか、会話も大声でなければ許容するとしています。

また、松野官房長官より本年6月の記者会見において、黙食の見直しについての質問に対し、「衛生管理マニュアルも踏まえつつ、地域の実情に即して適切に対応して頂きたい」と回答しています。

永岡文部科学相も本年11月8日の閣議後記者会見で「必ず『黙食』することを求めているわけではない」と述べ、適切な感染対策を取れば、給食時に会話ができるとの考えを示しています。

相模原市食育推進計画の趣旨や、基本理念の【みんなが食を楽しみ元気で豊かな人間性を育む】は素晴らしいです。

「食育は、生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるものです。生涯にわたって健全な食生活を実践し、心身の健康や豊かな人間性を育むためには、食べる喜びや楽しさを通じて食べ物への興味や関心を高めるための食育の推進が重要となります。」という想いのもと、食を通じたコミュニケーションを促進してもらい、ぜひ食を楽しみ大切にする心を育んでもらいたいです！

2. 陳情項目

(1) 文部科学省の衛生管理マニュアルおよび神奈川県教育委員会のガイドラインに沿った対策が行われていれば、食事中の会話は大声でなければ可能とすること。

(2) 全員が同じ方向を向いて食べるのではなく、お友達の顔が見えるように座席配置の工夫をすること。

以上の点につきまして、市と市教育委員会に求めて下さいますよう陳情致します。